

平成30年6月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電子レンジに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、石油ふろがま1件、カセットボンベ1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 8件
（うちリチウム電池内蔵充電器1件、ノートパソコン1件、
エアコン（室外機）1件、IH調理器1件、電気こんろ1件、
システムキッチン（吊り戸棚、可動式、乾燥機能付）1件、電子レンジ1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うち電子レンジ1件、延長コード1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件、草刈機1件、
光回線終端装置（パソコン周辺機器）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。（管理番号：A201700203、A201700249、A201700295、A201700330及びA201700547を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社）が製造した電子レンジについて（管理番号：A201800096）

①事故事象について

松下住設機器株式会社（現 パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218））が製造した電子レンジを使用中、当該製品を焼損し、周辺を溶損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の内部部品（ダイオードブリッジ）に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、2007年（平成19年）5月30日にプレスリリース及びウェブサイトへの情報掲載、翌31日に新聞社告を行うとともに、これまで複数回の新聞折り込みチラシの配布等を行うなど、対象製品について無償改修を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造期間、対象台数

機種・型式	製造期間	対象台数
NE-AB50	1988年12月～1991年 6月	73,960
NE-AT66	1989年 4月～1991年 2月	211,993
NE-A555	1989年 4月～1991年 7月	298,091
NE-AT70	1989年12月～1991年12月	312,011
NE-P300	1990年 2月～1990年 5月	19,046
NE-P500	1990年 1月～1991年10月	131,943
NE-A575	1990年 9月～1991年 7月	93,972
NE-OT1	1991年 1月～1991年12月	134,773
NE-AC50	1991年 1月～1992年 9月	114,604
NE-AC60	1991年 7月～1992年 7月	128,286
NE-OT2	1991年12月～1992年12月	126,582
NE-AT80	1991年12月～1993年12月	286,479
合 計		1,931,740

2007年（平成19年）5月31日からリコール（無償改修）を実施
改修率：23.3%（2018年4月30日時点）

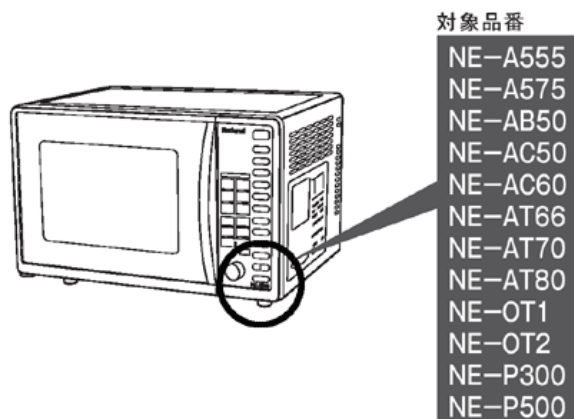
<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800096）発生以前の、同社の当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	0	—
2016年度	0	—	2012年度	2	火災
2015年度	1	火災	2011年度	2	火災
2014年度	0	—	2010年度	3	火災

＜対象製品の確認方法＞

製品の正面右下に表示されている品番を御確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製造事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-871-682

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://panasonic.co.jp/ap/info/important/product/index.htm>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、牧野

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800090	平成30年5月15日	平成30年5月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	DW32C9JTSR (パナソニック電工株式会社ブランド:型式S47EG1Z)	株式会社ハーマン(パナソニック電工株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A201800094	平成30年5月3日	平成30年5月29日	石油ふろがま	JPK-N4	株式会社長府製作所	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から10年以上経過した製品 平成30年5月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800098	平成30年4月10日	平成30年5月29日	カセットボンベ	CB-250-OR	岩谷産業株式会社	火災	当該製品を装着していた他社製のバーナーを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月22日 平成30年4月27日に公表した草焼きバーナー(カセットボンベ式)に関する事故(A201800034)と同一

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700203	平成29年6月26日	平成29年7月11日	リチウム電池内蔵充電器	A1214	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を他社製のUSBケーブル及びACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいことから、電池セルが内部短絡した原因の特定には至らなかった。	神奈川県	平成29年7月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201700249	平成29年7月24日	平成29年8月1日	ノートパソコン	dynabook R731 B	株式会社東芝(現 東芝クライアントソリューション株式会社) (輸入事業者)	火災	事務所で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、ACアダプターのDCプラグ樹脂において、難燃剤に使用されていた赤リンの耐水性に不具合があったため、湿度の影響でリン酸が生じて端子金属から銅が溶出し、端子間が短絡して異常発熱が生じ、出火に至ったものと推定される。	静岡県	平成29年8月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700295	平成29年8月10日	平成29年8月22日	エアコン(室外機)	AU-228H	シャープ株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、長期使用(29年)により、金属製外郭が腐食し、製品内部に雨水が浸入したことにより運転用コンデンサーの接続端子部で接触不良が発生し、出火に至ったものと推定される。	沖縄県	平成29年8月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700330	平成29年8月18日	平成29年9月4日	IH調理器	SIH-B113A	三化工業株式会社	火災	当該製品の上に置いていた可燃物等を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、操作スイッチの銀メッキされた接点間で銀イオンの溶出による絶縁破壊が生じて誤動作したため、当該製品の上に置かれた金属製水切りかごがIHヒーターで加熱され、水切りかごの中の可燃物から出火したものと推定されるが、銀イオンが溶出した原因の特定には至らなかった。 なお、取扱説明書には、「燃えやすいものをヒーターの上やそばに置かない。」旨、記載されている。	愛知県	平成29年9月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700547	平成29年11月19日	平成29年12月4日	電気こんろ	HK-1102(株式会社日立ハウステック(現 株式会社ハウステック)製ミニキッチン「KM-903S」に組み込まれたもの)	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)(株式会社日立ハウステック(現 株式会社ハウステック)ブランド)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、身体等が当該製品のつまみに触れてスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた可燃物に引火したものと考えられる。	愛知県	平成29年12月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201800095	平成30年5月16日	平成30年5月29日	システムキッチン (吊り戸棚、可動式、乾燥機能付)	KSUD-0901A	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	
A201800096	平成30年4月26日	平成30年5月29日	電子レンジ	NE-P300	松下住設機器株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を溶損する火災が発生した。 事故原因は、現在、調査中であるが、当該製品の内部部品(ダイオードブリッジ)に製造上のばらつきがあり、部品内部のはんだ部の劣化が進み、はんだクラックが生じたため、スパークが発生し、出火に至ったものと考えられる。	東京都	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月7日 平成19年5月31日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:23.3%
A201800097	平成30年5月19日	平成30年5月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	JH-S402	シャープ株式会社	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800091	平成30年5月10日	平成30年5月28日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品
A201800092	平成30年2月23日	平成30年5月28日	延長コード	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月24日
A201800093	平成30年5月18日	平成30年5月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800099	平成30年4月23日	平成30年5月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	学校で当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続し充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年4月24日
A201800100	平成30年5月22日	平成30年5月30日	草刈機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	
A201800101	平成30年4月26日	平成30年5月30日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	当該製品を延長コードに接続中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月16日 平成30年5月22日に公表したルーター(パソコン周辺機器)に関する事故(A201800069)と同一

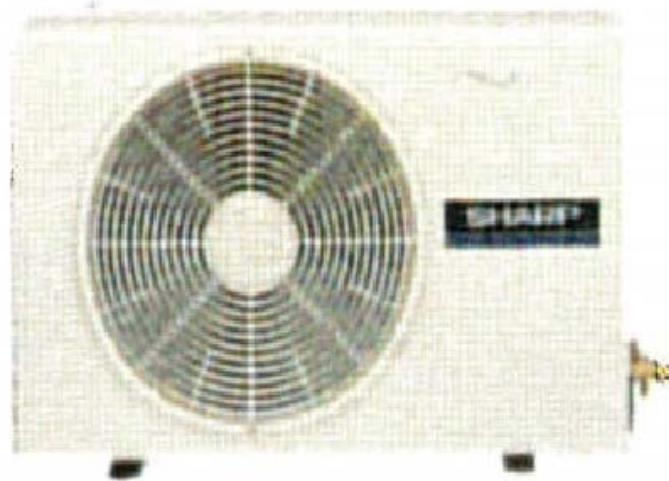
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ノートパソコン（管理番号:A201700249）



エアコン（室外機）（管理番号:A201700295）



I H調理器（管理番号:A201700330）



電気こんろ（管理番号:A201700547）



システムキッチン（吊り戸棚、可動式、乾燥機能付）（管理番号：A201800095）



パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）（管理番号：A201800097）

